

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第18日（令和3年3月18日 木曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 市長提出、議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第23号「工事委託協定の変更について」までの議案21件を一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 陳情の審査結果について

日程第3 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 主任 | 佐竹ひとみ君 | 主事補 | 細川展君 |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                          |         |                                        |         |
|------------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 市 長                                      | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                   | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員             | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長                              | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 中津 健一 君 |
| 危 機 管 理 課 長                              | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                  | 宮上 眞澄 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                     | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                            | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長                              | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長                                | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                            | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                                | 吉永 敏之 君 |
| じ ん け ん 課 長                              | 早川 聡 君  | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長       | 岡田 旭生 君 |
| 収 納 推 進 課 長                              | 谷崎 清 君  | 教 育 長                                  | 弘田 浩三 君 |
| こ ども 未 来 課 長                             | 伊藤 牧子 君 | 生 涯 学 習 課 長                            | 田村 五鈴 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 亀谷 幸則 君 |                                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議、第18日目の会議を開きます。
直ちに会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第23号「工事委託協定の変更について」までの議案21件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。委員長報告をさせていただく前に、一部、人権教育費の部分で訂正がございます。申し訳ございません。ということで、

後ほど差し替えをさせていただきたいと思います。

それでは、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告。

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第6号「令和3年度土佐清水市一般会計予算について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出についてのうち4款1項2目感染症対策費について

委員から、ワクチン接種については国が接種を推奨している状況の中で、ワクチン接種によるリスク問題が話題になっている。市として接種を推奨していく立場にあるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、推奨していく立場にあると思っており、私どもは率先して受けたいと思っているとのことであります。

また、同委員から、市民に対してワクチン接種についての啓発・推奨活動などを行うのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、ワクチンの効果や副反応について国から通知等が来ており、効果と合わせてどれだけの副反応があるかなども周知しながら、接種については本人がリスクを分かった上で判断していくことになるとのことであります。

同委員から、ワクチン接種は体制や時期など不確定のことが多いが適切な対応、対処を要請いたしました。

また、別の委員から、ワクチンの接種は医療機関で接種をするのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、集団接種と個別接種（各医療機関での接種）の併用実施を考えているとのことであります。

さらに別の委員から、ワクチン接種について集団、個別接種について国からの指示が頻繁に変わることで対応に苦慮しているのではないかと思う。現段階では65歳以上の方々にアンケート調査を行い、回答により方向性を決めるのではないかと考えている。また、現段階では接種の順番は医療従事者、その次に高齢者となっている。市としては接種体制、順番等についてどう対処するのかとの質疑に対し、執行部から、アンケートの回答では約76%の高齢者は4月に予防接種を希望しているが、実際にいつワクチンが届くかは不明確であり、県の通知では早くも4月19日頃、国は4月26日の週には全市町村にワクチンを配分する予定とのことである。また、ワクチンは1箱約1,000回分で2回接種する必要があるため、約500人の2回分となるが、4月には1箱しか配分できないとの県からの通知もあり、現状では65歳以上の高齢者に全て接種できる状況ではない。まずはクラスターなどの心配がある高齢者施設の

入所者を優先して接種することを検討中であり、3月18日、施設管理者を対象に説明会を開催し、入所者の接種に対する意向等を受けて接種の計画を立てていきたいとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、9款4項3目図書館費について

委員から、17節の移動図書館用自動車購入費について、車体の大きさ、既存車両との違いや新しく購入する車両の仕様についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、既存車両と同程度の車体の大きさであるが見積りではディーゼル車からハイブリッド車に変更する仕様をしているとのことであります。

同委員から、車両の納期について、また、市民図書館との協議により今まで以上に利便性を高めてほしいとの意見に対し、執行部の説明によりますと、納期については半年から8か月かかると予想されるので新年度には速やかに入札を実施し、また、利便性向上には当事者間の協議を重ねたいと考えているとのことであります。

同委員から、4月に入札をしても車両の納期は令和4年1月から2月が予想される。図書館側との打合せをしっかりと行い、有効利用に努めるよう要請いたしました。

また、別の委員から、移動図書館車の運用期間についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在運用している車両は18年経過しているとのことであります。

同委員から、先ほどの説明によるとハイブリッド仕様の車とのことであるが、世界は脱炭素社会への動きもあり、20年、30年と使うのであればハイブリッド車以上の規格対応を要請いたしました。

さらに別の委員から、新規の移動図書館車の積載可能冊数はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと1,700冊程度の予定になっているとのことであり、これは現在と同程度の予定とのことであります。

同委員から、移動図書館事業は非常にいい制度だと思っている。せっかく新車にするのだから、積載する本も今よりも多いほうが市民も喜ぶのではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、図書館の職員の中でも本を増やしたいとの意見があったが、本市の特徴として狭い道も走行する必要がある、やむを得ず同程度の積載数になる見込みとのことであります。同委員から、図書の積載数については工夫・検討を要請し、了承いたしました。

同じく歳出のうち9款4項4目じんけん教育費について、委員から、がんばれ清水っ子応援事業では、なぜ解放子ども会の子供たちだけを対象にしてキャンプを行うのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、解放子ども会活動は各福祉センターでの所管事項として行っている。昨年度はコロナ禍等の影響で計画していた活動自体が困難な状態となり、ストレスを感じる子供たちがいることが予想されるので、リフレッシュを目的に屋外で、新年度の秋には市内

の解放子ども会が集まって交流を深めながら防災教育も含めた学習会を計画しているとのことであります。

同委員から、子ども会活動については一定理解をしているが、コロナ禍の影響を受けたのは解放子ども会活動の子供たちだけではない。市の事業として特定の子供たちに限って対応しているのはいかがなものかと思う。ストレス軽減策としての交流への参加は全ての児童に希望を募る形がよいのではないかととの質疑に対し、執行部の説明によりますと、今回提案しているのは各福祉センターの所管している、解放子ども会の会員であるが、それぞれの学校へ解放子ども会への参加希望を募ることは可能とのことであります。

同委員から、解放子ども会の子供たちを特定して行政が事業を行うことについてはいかがなものかと思う。子供たちを集めて協同したり自治の力を育てる点では大いに結構な取組だと思う。だから対象を限らずに広げていただきたい。対象を広げるためには予算も増やしてもいいと思う。また、各学校へこういった催しがあることを呼びかけていただきたいとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、解放子ども会の募集は地区内外にかかわらず誰でも参加可能であり、人権を学びたいという児童・生徒については加入できる。今回の事業は市内の解放子ども会が集まり一緒に野外で学習をしようとするものとのことであります。

別の委員から、子ども会は非常によいと思う。事業概要では市内の解放子ども会会員の30人程度を対象としているが、現在の会員数はとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、今年度では市内全部で14人。コロナ禍の影響で保護者の賛同が得られず、例年に比べて半減したとのことであります。

また、別の委員から、解放子ども会は全ての学校にあるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、解放子ども会は学校ではなく福祉センターで募集し、活動しているとのことであります。

同委員から、足摺岬小学校も声をかけているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、足摺岬小学校には声かけをしていないとのことであります。全ての学校に声かけをしたいが、子ども会活動は毎週、何曜日かの夕方、1時間の活動であり、往復の時間や移動手段等の問題をクリアできるならば足摺岬の児童が参加することは可能である。参加については従来から募集している小・中学校に声かけをしており、子ども会に参加すればこの事業についても参加できるとのことであります。

同委員から、人権教育に関わって、この事業に参加できる子供たちとできない子供たちができてくる。事業内容や活動の意義、人権啓発にしても足摺岬小学校の子供たちが漏れてしまうということはいかげなものかと思うがとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、個人の思いではあるが、校長会に話をし、全校へ解放子ども会への参加について募集は可能かどうか、

そういったような思いもある。ただ、福祉センターでの事業であり、時間的なことや移動手段等のことを考えると現実的ではないのではないかとのことです。

同委員から、今回の事業は毎週行うのではないので時間的な移動等の問題はないのではないかと質疑に対し、執行部からは、基本的に福祉センターで所管している活動であり、福祉センターに通える子供たちは限定されると思われる。当該事業は所管するセンターでの子ども会活動であり、その点について御理解願いたいとの説明が重ねてありました。同委員からは、子供たちが漏れることなくやっていくことを要請し、ほかに質疑はなく了承いたしました。

2、議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」

議案第4号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」

議案第5号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」

議案第7号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第8号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第9号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第10号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第11号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」

議案第12号「令和3年度土佐清水市水道事業会計予算について」

以上、9件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長 弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第14号「土佐清水市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、今回整備するヘリポートは飛行場外離着陸場と呼ばれる臨時のヘリ離着陸場で、離着陸に必要な空域と周囲の安全が確保されることで消防防災ヘリポートと

しての利用などに幅広く整備されている。以布利字シリカイにある現ヘリポートは立地が悪く、取付道も狭いなど災害時に利用不可となる可能性もある。今回は市街地に近く利便性もよく、物資配送拠点施設にも近い総合公園内に設置し、年度内に完了するとのこととあります。

委員から、使用の許可について質疑があり、執行部から、運航者は国土交通大臣の許可で離着陸できるが、第4条に規定する市長の許可についてもドクターヘリなどは連絡があれば早急に許可を出す形を取りたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第16号「土佐清水市防災物資配送拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について」

議案第22号「土佐清水市ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」

以上、3件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査結果の概要と結果報告をさせていただきます。

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第19号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、改正点の1つ目は、浦尻残渣加工施設が2月末の周辺整備工事完了に伴い、事業費が確定したため、周辺整備工事に係る費用分を反映して使用料を再算定するもの。2つ目は、昨年12月に加工組合から無償譲渡を受けた旧残渣加工施設（フィッシュミールプラント）を新残渣加工施設で製造された魚粉の一時保管用の倉庫として使用するため、浦尻残渣加工施設の附帯施設（倉庫）として条例に追加し、施設の土地購入費（見合い額）分を反映して使用料を再算定したものであり、浦尻残渣加工施設の使用料月額26万455円を令和3年4月分から浦尻残渣加工施設及び残渣加工施設附帯施設（倉庫）の使用料月額28万1,482円に改正するものとのこととあります。

委員から、無償譲渡された旧残渣加工施設についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、旧残渣加工施設の中の機械設備を加工組合で取り除いて建屋のみが無償譲渡されたとのこ

とであります。

また、同委員から、建物自体が結構古いようだが修繕費がかさむのではないかとの質疑に対し、執行部から、古い施設なので当然修繕は必要かと思うが、倉庫としての利用であるので大きな修繕費用は不要と判断しているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第20号「土佐清水市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例の制定について」執行部の説明によりますと、本条例第2条に規定する寄附金の事業の区分である、1、「ふるさとの海・山・川の元気応援事業」、2、「教育環境日本一！事業」、3、「土佐清水まるごと元気応援事業」、4、「市長におまかせ！事業」に加えて、「足摺遍路道等保存事業（歴史・文化）」を追加するものとのこととあります。

委員から、歴史とか文化に特化してふるさと納税全体の金額を増額したいのか、歴史・文化の分野に寄附金を集めたいのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、足摺遍路道という名前を前面的に出すことによって寄附金の使用、使途が明確化され、また、翌年度の使途報告により歴史文化に関する事業を充てているとの報告がされるので、寄附金を活用した事業のPRにもなることから、両側面で考えているとのこととあります。

また、別の委員から、これまでの4項目を5項目に増やすとのことだが、今後もっと細分化して増やしていく考えなのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、あまり細分化し過ぎると充当しづらくなるため、基本的にはこの5項目でやっていきたいとのこととあります。

さらに別の委員から、寄附をしていただいた方に対して、こういう事業に活用させていただきましたというようなアクションはしているのかとの質疑に対し、執行部から、ホームページでの公表やサイトの中でも寄附金の使用使途を報告しているが、納税者へのアプローチを丁寧に戻して距離をもっと近くすればリピーターにつながると考えており、来年度はしっかり実行に移していきたいとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第23号「工事委託協定の変更について」

執行部の説明によりますと、高知県と合併施工に係る協定を締結し実施しております下ノ加江橋の上部工施工に際し、協定の範囲外である市道船場長野線道路改良工事と橋梁資材の搬入・資材置場等の工程調整が必要となることから、市道改良及び河川工事の協定区間を拡大し、全体事業の進捗を図るためとのこととあります。

委員から、工期が遅れているが原因は何かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、一昨年から去年にかけて中央にある橋梁の橋脚の施工が当初想定していた施工方法では下の水圧が高過ぎて施工できず、半年程度止まっていた状態であったため、その分ずれ込んだと聞いている。地元への説明会のほうも県に要請し、調整をしているところとのこととあります。

また、別の委員から、当初の計画から事業費がかさんでいるが当初の段階では分からないも

のなのかとの質疑に対し、執行部から、橋の上部工（本体）を架けるときに機械ですらして架けていくので市道の部分を平たんに調整しなければならないこと、上部工の搬入の際において搬入路が部分的に狭く折れ曲がっており、運搬車が搬入できるような仮設工を施工する必要があるため、協定に市道6.3メートルを追加した。本来であればこの追加となる部分は市が発注する予定であったが同時に行ったほうが進捗も早く、周りに与える影響を考慮したときに協定を変更した方がよいと判断をしたとの説明があり、了承いたしました。

- 4、議案第13号「土佐清水市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」
議案第15号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」
議案第17号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
議案第18号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻りを願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻りを願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時52分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」、議案第4号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」及び議案第5号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の補正予算案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第3号から議案第5号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和3年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第7号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第8号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第9号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第10号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」、議案第11号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」及び議案第12号「令和3年度土佐清水市水道事業会計予算について」の令和3年度当初予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第6号から議案第12号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「土佐清水市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「土佐清水市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市防災物資配送拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「工事委託協定の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情の審査結果について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前田晃君の退場を求めます。

(前田 晃君 退場)

○議長(永野裕夫君) 今3月会議で付託した陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、谷口佳保君。

(議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇)

○議会運営委員会委員長(谷口佳保君) 議会運営委員会審査経過の概要と結果報告をいたします。

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、陳情第1号「土佐清水市議会12月会議のユーチューブ配信の一部停止についての陳情」

本件は、令和2年12月14日に行われた土佐清水市議会12月会議の前田晃議員の議案質疑における差別落書きに関する発言について、部落差別の助長につながる発言だとして当該ユーチューブ配信の一部停止を求める陳情であります。

土佐清水市議会委員会条例第17条の規定により当該委員退席の後、審査を行いました。

委員から、土佐清水市議会の基本条例に照らし合わせてみても、削除、停止という根拠がなく、市民に見る・知る・聞く権利がある。議会を可視化し、開かれた議会づくりの提供ということもありユーチューブ配信をしている。また、このことについては皆さんにこの問題を提起

するという意味においても停止をするべきではないとの意見が出されました。

また、ほかの委員から、ユーチューブは議場に来られない方に見ていただく、知っていただくという大きな意味もあるとの意見が出されました。

採決の結果、本件に賛成する委員はなく不採択と決定いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で、委員会の陳情の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

議会運営委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

陳情第1号「土佐清水市議会12月会議のユーチューブ配信の一部停止についての陳情」について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。陳情原案について採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

前田晃君の入場を求めます。

（前田 晃君 入場）

○議長（永野裕夫君） 報告をいたします。陳情審査については、不採択といたします。

ただいま、市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君登壇)

○1番(谷口佳保君) 市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本市議会会議規則についても改正を行うもので、内容としましては、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約、要員の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した一部改正とデジタル化政策の一環として行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるという観点から、請願に係る署名押印の一部改正を行うものであります。

また、そのほかこれまで規定されていなかった請願者が請願書を撤回しようとする際の条文及び2以上の委員会の所管に属する場合の請願の提出があった際の条文の追加並びに字句等の所用の改正を行うものであります。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、原案に賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第3号「自衛隊艦船による海難事故の防止と沿岸漁業者の安全操業を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたしたいと思えます。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君登壇)

○4番(山崎誠一君) 自衛隊艦船による海難事故の防止と沿岸漁業者の安全操業を求める意見書の提出について。土佐清水市議会会議規則第14条第1項の規定により、主題の件に関し、次のとおり意見書を提出する。

意見書を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

自衛隊艦船による海難事故の防止と沿岸漁業者の安全操業を求める意見書(案)。

令和3年2月8日に足摺岬沖南南東約50キロで発生した海上自衛隊の潜水艦と民間貨物船の衝突事故は潜水艦浮上時の事故であり、船舶は避けようがなく、漁業関係者はもとより国民の信頼に疑念を抱かせる結果となった。人命が失われる大惨事には至らなかったものの、潜水艦は艦橋のゆがみや潜蛇などに損傷が発生した。

一方の商船は船底を損傷し、船内まで海水がにじむ損傷があることが明らかになったが、これが漁船であれば、この程度の損傷では収まらず、人命が失われた可能性もあり、看過できな

い問題である。足摺岬沖の漁場は高知県が設置した浮き漁礁の土佐黒潮牧場13号、18号が設置され、県下でも優良な漁場となっており、多くの漁船、遊漁船などが操業・航行している。また、商船等の航路にも近く、大変混雑している海域となっている。

この漁場で長年操業している漁業者からは、潜水艦も度々見るとの情報もあり、潜水艦の航路次第では操業中の漁船は漁具を放棄し、当該海域から撤退しなければならないなど操業に支障を来している。このような危険な海域であっても漁業者は生活のために命がけで操業している状況である。

よって、下記の事項について強く要望する。

- 1、漁業者が日常的に操業している海域、漁場での浮上訓練等は安全を第一に考えること。
- 2、事故の徹底した原因究明に当たるとともに、万全の再発防止策を講じること。
- 3、地方自治体や関係機関等に対する迅速かつ的確な情報提供体制を整備すること。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第3号「自衛隊艦船による海難事故の防止と沿岸漁業者の安全操業を求める意見書の提出について」、原案に賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、市議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第4号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について」

が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)。

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。日本の民法第750条では、結婚に当たって夫婦いずれかの姓を名のこととしていますが、実際には女性の約96%が結婚に伴い姓を変更しており、結婚前の姓を引き続き使えないことが結婚後の生活の支障になっているとの声もあります。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名のことを法律で義務づけている国は日本以外には見当たりません。女性差別撤廃委員会の総括所見においては、平成15(2003)年以降、繰り返し現行の制度について懸念が表明されています。こうした国際的な視点を踏まえた制度導入が必要です。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。

内閣府の2017年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成42%が反対29%を上回っています。60歳未満の成年男女7,000人を対象にした民間調査でも制度に理解を示す人は7割に達しています。国民の間には家制度への考え方や家族間による意見の違いはあります。

しかし、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いをかなえる選択肢が必要です。

我が国では少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの声がある中で、若い世代が将来に希望と展望を持つことのできる社会の実現に向けて、制度導入が求められています。

よって、国及び政府におかれては民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求め

ます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第4号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について」、原案に賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、市議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第3「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お

手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうも御苦労さまでした。3月会議の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今会議において御提案申し上げました各案件につきましては、慎重なる審議の結果、全ての議案が全議員の賛成で可決、承認いただき、心から厚く御礼申し上げます。また、審議期間中の一般質問や各常任委員会を通じて議員各位から寄せられた貴重な御意見、御提言につきましては執行部でさらに検討を加え、今後の市政運営に活かしてまいります。

さて、今会議は私の2期目最後の定例会となりました。この8年間、全身全霊を傾けて市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力を重ねてまいりました。

特にコロナ禍の中で基本である手洗い、消毒、マスクの着用、3密の回避など、新型コロナウイルス感染症防止策の徹底により、これまで1人の感染者も出さなかった市民の皆様の御協力に改めて心より感謝申し上げます。

今後におきましても決して気を緩めることなく、コロナ関連対策事業を推進してまいります。いよいよ来月からワクチン接種が始まります。全国民へのワクチン接種は基礎自治体にとってはまさに総力戦であり、最大の政治課題と位置づけ、円滑かつ安全に実施できるよう、万全の体制で臨みます。あわせて、人口減少をはじめ、過疎、少子高齢化への取組、基幹産業の復興など土佐清水市の抱える課題に正面から向き合い、これまで2期8年の市長としての経験と職責の重さを強い決意に代えて、具体的な政策を明確にお示しした上で、市民の皆様に審判を受ける選挙という厳しい試練のときを迎えますが、できることならば再びこの議場で議員の皆様と市政の課題について議論をしたいと強く願っているところであります。

議員の皆様におかれましては、健康には十分に留意をされまして、今後の御活躍をお祈り申し上げます。

結びに当たり、一般質問の中でも議員の皆様から、この3月31日付をもって退職する幹部職員をはじめ、職員に対するねぎらいの言葉を頂いたところでありますが、本当に長い間、御

苦労さまでした。これからの人生が幸多きものとなりますよう心からお祈りし、併せて皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時23分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員